

第八号議案

江戸川区農業委員会委員定数条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区農業委員会委員定数条例

(趣旨)

第一条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）  
第八条第二項の規定に基づき、江戸川区農業委員会の委員の定数を定めるもの  
とする。

(定数)

第二条 江戸川区農業委員会の委員の定数は、十三人とする。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第二条の規定は、この条例の施行の日以後最初に行われる江戸川区農業委員  
会の委員の選出から適用する。

(江戸川区農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

3 江戸川区農業委員会  
の選挙による委員の定数条例（昭和二十九年七月江戸川  
区条例第九号）は、廃止する。

(説明)

農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の改正により、農業委員の選出方法が選挙制と選任制の併用から任命制に一元化され、任命する農業委員の定数を定める必要があるもので、本案を提出いたします。